

## 訪問看護サービス内容及び重要事項説明書

訪問看護サービスの内容（以下「サービス」といいます）について、その契約の締結に先立って、知っておいていただきたい内容を以下にご説明いたします。ご不明な点につきましては遠慮なくご質問下さい。

### 1. サービスの目的

訪問看護サービスは、病気や障害などにより、家庭において療養されている要介護者等（以下「ご利用者」といいます）に対し、住み慣れたご自宅で、自立した日常生活が送れるよう支援するとともに、心身の機能の維持回復をめざし、ご利用者の生活の質の確保に努めます。このサービス事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの間に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 「訪問看護ステーションなかの」の概要

#### (1) サービスを提供する事業者

- ・事業者名 医療法人社団以心会
- ・代表者氏名 深尾 俊一
- ・所在地 愛知県豊田市駒新町金山1丁目12番地
- ・連絡先 同上
- ・電話番号 0565-57-1615

#### (2) ご利用者に対しサービス提供を実施する事業所等

- ・事業所名 訪問看護ステーションなかの
- ・介護保険指定事業者番号 2363090073
- ・地域区分 5級地
- ・医療保険指定番号 3090073
- ・事業所所在地 愛知県豊田市駒新町金山1丁目12番地（中野胃腸病院敷地内）
- ・管理者 北川桐子
- ・連絡先 0565-59-2088
- ・通常のサービス実施地域
  - 豊田市 駒新町・駒場町・生駒町・大島町・中田町・高丘新町・高丘本町  
花園町・吉原町・中根町・前林町・西岡町・本田町・高岡町・堤町・堤本町  
高美町・若林東町・若林西町・広田町・竹元町・竹町・中町・上丘町  
田中町・清水町・聖心町・本町・住吉町・西田町・大成町・上郷町・  
和会町・福受町・広美町
  - 安城市 里町・今本町・住吉町・今池町・東栄町・浜屋町・宇頭茶屋町・池浦町・  
箕輪町
  - 知立市
  - 刈谷市

#### (3) 事業所の職員体制

- ・看護職員 看護師5名 常勤4名(内1名は管理者と兼務)、非常勤1名

- ・管理者

訪問看護業務の総括・代表

主治の医師の指示に基づき訪問看護が適切に実施されるよう必要な管理を行う。

訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成に関して必要な指導および管理を行う。

訪問看護の実施状況を把握し、訪問看護計画の変更の可否等の検討を行う。

看護師ら業務従事者に対し法令等の遵守をさせるために必要な指揮命令を行う。

ご利用者の心身の状況、置かれている生活環境の的確な把握に努め、ご利用者に対する適切な指導を行うよう努める。

適宜、会議等に出席、事業所、居宅介護支援事業者との連携を図る。

- ・看護師

訪問看護計画書の立案。訪問看護計画書のご利用者に対する内容説明と同意を得る。

訪問看護計画書のご利用者への交付。

訪問看護計画に基づき、訪問看護のサービスの提供。このサービスの提供に際しては、適切な看護技術をもって臨む。

訪問看護報告書の作成。

#### (4) 事業所の運営方針

- ・主治の医師が必要とするサービスを適切にご利用者に提供できることを目的に運営します。
- ・当ステーションでは、経験豊富な人員を配し、研修計画に基づいた教育体制を整え、より充実したサービスの提供ができるよう努めております。
- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携を図り、ご利用者の生活の質の確保、在宅医療の支援に努めます。

### 3. 営業日および営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、祝祭日ならびに 12 月 30 日～1 月 4 日を除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。但し、土曜日は午後 2 時までとする。
- (3) その他 当事業所においては、電話等で 24 時間常時連絡が可能な体制をとっており必要なときはご訪問いたします。

### 4. 主なサービスの内容

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| * 症状・障害・全身状態の観察   | * 清拭・洗髪等による清潔の保持  |
| * 食事及び排泄等の日常生活の援助 | * 床ずれの予防・処置       |
| * リハビリテーション       | * 療養生活や介護方法の助言・指導 |
| * 認知症の看護、看護指導     | * ターミナルケア         |
| * カテーテル等の管理       | * その他医師の指示による医療処置 |

### 5. 訪問看護サービスの提供方法

#### (1) 医療保険の場合

- ・ご利用者がかかりつけの医師に申込み、医師が訪問看護の必要性の有無を判断の上、訪問看護指示書を交付します。この指示書により、ご利用者を訪問し、訪問看護計画書を作成し、その計画に基づいた看護を実施いたします。
- ・ご利用者またはご家族からのお申込の際には、同様にかかりつけの医師からの指示書の交付を受けていただきます。

## (2) 介護保険の場合

- ・介護認定後、作成される居宅サービス計画に基づき実施しますが、サービス提供の開始に際して、主治の医師との連携を図り、文書による指示に基づいて行うことは、医療保険の場合と同様です。

## 6. 利用時間・利用回数

### (1) 医療保険の場合

- ・利用時間 1回の訪問につき、30分から1時間30分程度とします。
- ・利用回数 基本的には1週間3回を限度とします。但し、厚生労働大臣が定める疾患等については利用回数の制限はありません。

### (2) 介護保険

- ・居宅サービス計画に基づいて行います。
- ・介護保険で介護支援の内容を計画しているとき、ご利用者の状況の変化により医療保険による介護支援に変更される場合があります。

## 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変もしくはその他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡いたします。(連絡先は別紙「わたしの手帳」へ記載あり)

## 8. 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、各保険法の規定する別表の金額とします。  
サービスの利用をキャンセルされるにあたり、キャンセル料は発生いたしません。

## 9. 秘密の厳守

サービス従事者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の個人情報について、その秘密を厳守し、ご了解を得ないで他人に漏らすことはありません。但し、あらかじめご利用者からご了解を頂いた範囲については、その目的に沿った情報の提供をいたします。

## 10. 事故発生時の対応等

ご利用者に対するサービスの提供により、万が一、事故が発生した場合には、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償をいたします。

## 11. 苦情申立の窓口

ご利用者からのご相談または苦情申し入れに対応する常設の窓口を設けています。

- ・連絡先 電話番号 0565-59-2088
- ・担当者 管理者：北川桐子

苦情をお受けした場合には、ただちにご利用者と連絡を取り、直接訪問するなどして詳しく事情をお聞きするとともに、サービス担当者からも事情を聴取して確認します。また、管理者が必要があると判断したときは、検討会議等を開き、その検討結果を踏まえ、すみやかに対処し、対応内容等を記録保存し、再発予防に役立てるものとしします。

[関連窓口]

- ・豊田市役所 市民福祉部 介護保険課 0565-34-6634
- ・豊田市介護サービス機関連絡協議会 0565-32-4341
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

12. 虐待防止に関する事項

ご利用者の人権擁護、虐待等の防止のための指針を整備し、職員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村または地域包括支援センター等に通報するものとします。

13. 利用者等の意見を把握する体制，第三者による評価の実施状況

- (1) 利用者満足度調査を年1回実施し，利用者のご意見を反映させる取り組みを行っております。
- (2) 第三者による評価の実施はありません。

14. 重要事項説明の年月日

- ・この重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」のうち「第4章 訪問看護」及び基準第74条による他の章からの準用規定，第8条および第91条の規定に基づき，ご利用をしようとする方に対し説明を行いました。

[事業者]

- ・事業者名 医療法人社団以心会
- ・代表者氏名 理事長 深尾 俊一
- ・所在地 愛知県豊田市駒新町金山1丁目12番地
- ・事業所名 訪問看護ステーションなかの
- ・説明者氏名

上記内容の説明を受けました。

[利用者] (住所)

(氏名)



[利用者の代理人] (住所)

(氏名)